

公益財団法人東京都私学財団 教育・啓発用ビデオ貸出要領

[平成 23 年 4 月 1 日制定]

[平成 31 年 4 月 1 日一部改正]

[令和 6 年 4 月 1 日一部改正]

(目的)

第 1 条 この要領は、東京都の区域内に設置することを認可された私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びに社会福祉法人以外の者が設置する幼保連携型認定こども園（以下「私立学校」という。）において、同和問題、子ども、男女共同参画などに関する人権啓発及び様々な教育に関する知識の習得を円滑に行うため、教職員研修用及び学生・生徒・児童への教育・啓発用として使用するビデオ（以下「ビデオ」という。）の貸出について、必要な事項を定める。

(貸出対象)

第 2 条 ビデオの貸出は、東京都に所在する私立学校に対して行うものとする。

(貸出本数及び期間)

第 3 条 ビデオの貸出本数は 1 回につき 3 本までとし、貸出期間はビデオを受領した日から 14 日以内とする。ただし、公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

(貸出手続)

第 4 条 ビデオの貸出を受けようとする者は、事前にメール又は電話で財団に連絡をしたうえで、所定の申込書をメール、郵送または持参にて財団に提出しなければならない。

(貸出及び返却)

第 5 条 ビデオの貸出及び返却は、申込者またはその代理人の来所または郵送によって行うものとする（返却時の郵送料は、申込者負担とする）。

(損害賠償)

第 6 条 ビデオの貸出を受けた者が、貸出物件を紛失または損傷した場合には、財団は、貸出を受けた者に対して、賠償または修理をさせることができる。

附 則

(施行日)

1 この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

(財団法人東京都私学財団教育・啓発用ビデオテープ貸出要領の廃止)

2 公益財団法人東京都私学財団に移行した特例財団法人東京都私学財団及び同法人に移行した財団法人東京都私学財団が施行した財団法人東京都私学財団教育・啓発用ビデオテープ貸出要領（平成 15 年 3 月 12 日制定）は廃止する。

附 則

(施行日)

この改正要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

この改正要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。